

野々市市国際交流員の派遣に関する事務取扱要領

制 定 平成 30 年 1 月 9 日 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市民又は市内の団体（以下「市民等」という。）が実施する国際交流活動等に対して、市が野々市市国際交流員（以下「交流員」という。）を派遣する場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 交流員を派遣する活動は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 主に市内に居住し、通勤し、通学し又は通園する者を対象に行う活動であって、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 地域の国際交流活動
 - イ 異文化理解のための活動
 - ウ 教育機関における特別活動及び課外活動
 - エ その他市長が特に認めた活動
- (2) 概ね 10 人以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
- (3) 国際化の推進及び国際理解の促進を図ることを目的とした活動であって、語学の習得を主たる目的としたものでないこと。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがある活動でないこと。
- (5) 政治、宗教又は営利を目的として実施される活動でないこと。

(派遣の区域等)

第 3 条 交流員を派遣する区域は、野々市市内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 交流員の派遣は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（祝日を除く。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間において行うものとし、1 回の派遣時間は、2 時間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(派遣の申請)

第 4 条 交流員の派遣を受けようとする市民等は、所属課に対して、あらかじめ電話等で派遣希望日と依頼内容の概要を伝えた上で、原則として派遣を希望する日の 2 週間前までに野々市市国際交流員派遣申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第 5 条 交流員の派遣に要する費用及び会場の準備、材料費その他の活動に要する費用は、市民等の負担とする。

(派遣の取消し)

第 6 条 市長は、交流員の派遣を申請した市民等が申請の内容と異なる活動を行ったとき、又は交流員派遣の目的を達成することができないと認めるときは、派遣を取り消し、又

は中断することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、交流員の派遣に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月9日から施行する。